



酷暑が続く毎日・労働環境を見直そう！

※今年5月、日本はILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の批准を国会で承認しました。

条約の主な意義の一つとして第13条にある、労働者が「就労拒否権」を行使した場合に不当な扱いから保護されると定めている点が重要です。

梅雨が明け、猛烈な暑さが連日続いています。今年から最高気温が40℃以上の日を酷暑日と定め、岐阜県で21日に初めて酷暑日となりました。フランスでは、連日45℃越えが報道され多数の死亡者が出ているなど危険な状況が続いています。

5月16日の朝日新聞に、2013年、サウジアラビアに出張中、船の補修工事をしていた男性が熱中症で死亡した件で、損害賠償を認める判決があった記事が載っていました。遺族が、仕事に熱中症により死亡したのは、勤務先が対策を怠ったためとして、船舶修理会社と幹部に賠償を求めた訴訟で、会社は4868万円の賠償を命じた判決が確定しました。

一番の福岡地裁小倉支部

WBGTとは
気温・湿度・輻射熱（太陽光や地面などによって伝わる熱）・風速などを総合的に評価する暑さの指数である。

では、男性の作業環境は気温や湿度などから算出する「暑さ指数」(WBGT)が「危険」とされる水準だったと指摘し「予防措置を徹底すべきであった」と述べ、賠償を命じ、二審の福岡高裁も結論を支持しました。

熱中症をめぐっては25年6月の規制改正で、企業に対策強化が義務付けられました。WBGT 28℃以上又は、気温31℃以上の環境下で、連続1時間以上又は4時間以上を越えて実施する業務環境では予防措置を講じる必要があります。

今回、企業の責任を認め賠償を命じたことは、遺族にとっては無念を晴らす救いになったと言えますが、亡くなったのは元も子もありません。被害が出る前に、企業・管理者、労働者も具体的に天候を判断し、労働環境について、物が言える職場を確立することが大事です。

憲法について考えてみよう！

日本の憲法は世界的にみて平和憲法と言われています。それは、戦争によって受けた惨禍を二度と繰り返さないように、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の3つを基本原則とし、憲法9条の戦争放棄がその代表となっているからです。

憲法9条は、一切の戦争と武力の行使・武力による威嚇を放棄し、他国に先駆けて戦力の不保持、交戦権の否認を規定し、国際社会の中で積極的に軍縮・軍備撤廃を推進することを憲法上の責務としてわが国に課したことが重要です。

憲法は、政治に携わる者が守るべき最高法規であり、人権を守るために権力の行使に枠をはめる基本原則です。すなわち、国民を縛るのではなく権力者を縛り、権力の横暴・暴走を許さない仕組みです。そのため、憲法第99条では、誰がこのルールを守るのかとして「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とはっきり明記しています。

また一方で、第12条では、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない

ないといえるように、自由や権利は勝手に守られることなく国民が「守ろうと」努力して初めて維持されるものであり、大切に続ける責任を促しています。憲法についてもっと関心をもち、現状がどうなっているのか、今一歩立ち止まって考えましょう。

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト

No.1 アフラック
がん保険
契約件数
※がん保険の総契約数に占めるアフラック比率(2024年3月時点)



(募集代理店) (アフラックは代理店制度を採用しています)

アベニール株式会社
〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3階
Tel.03-3437-6810

(引受保険会社)

アフラック
「生える」を創る。
Aflac

アフラック
法人第二営業部
〒163-0456 東京都西新宿2-1-1 新宿三井ビル20階
Tel.03-6395-9829

当面する行動

- 7月27日～28日
国労全国大会
場所 湯河原
- 8月9日
国鉄原爆死没者慰霊式
長崎 浦上駅慰霊碑前
- 8月27日
九州本部大会
博多リファレンス